

令和4年度 建築士法第27条の2第7項に基づく

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

この研修会は、建築士法第27条の2第7項、並びに愛媛県の「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」による知事指定に基づく研修として実施するものです。

建築士事務所の業務に責任を持って契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、受講することで、資質の維持向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。**事務所登録の更新に合わせて5年間の内に一度受講されますよう**お願いいたします。

1. 主催 (一社) 愛媛県建築士事務所協会・(一社) 日本建築士事務所協会連合会

2. 受講対象 **・令和5年度(R5年4月からR6年3月)に
登録更新時期を迎える建築士事務所
・1年以内に新規登録を行った事務所**

※どなたでも受講可能です

3. 日時 **令和5年1月24日(火)**

9:50~16:30

(9:20~受付開始)

4. 会場 **愛媛県武道館 大会議室** TEL 089-965-3111
〒790-0948 愛媛県松山市市坪西町551

5. 定員 60名(定員になり次第、締切ります。)

6. 受講料 **15,000円(税込、テキスト代含む)**
ただし、(一社)愛媛県建築士事務所協会
会員は**12,000円**です。

7. テキスト 『建築士事務所の経営と展望』(当日配布)

8. 申込方法 別添申込書に必要事項を記入の上、

受講料を下記口座に振り込み、払込領収書の写しと申込書を一緒にFAXにてお送り下さい。

折り返し受講票をFAXにてお送りいたします。

受講料、申込書を協会に直接御持参頂いても受付いたします。申込書は当協会のホームページ(<http://www.ehimekai.com/>)からもダウンロードできます。

WEB申込もできます。<http://www.ehimekai.com/>愛媛県建築士事務所協会のホームページよりアクセスしてください。

振込先：伊予銀行 松山市役所支店普通預金 口座No. 1201347

口座名：一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

9. 申込先 (一社)愛媛県建築士事務所協会 〒790-0002 松山市二番町4-1-5 建築士会館3階

(問合せ先)

TEL: 089-945-5200 FAX: 089-945-5318

10. 申込期限 令和5年1月13日(金)

11. CPD認定 本研修会は、CPD情報提供制度の「特別認定講習」です。

12. 受講証明書 受講修了者には「受講証明書」を交付いたします。

13. 知事指定 令和4年11月22日 愛媛県指令 4建第807号

14. その他 受講料は不参加の場合でも払い戻しいたしませんので、ご了承下さい。
なお、前納し不参加の場合はテキスト・資料等を後日送付いたします。

の開設者及び管理建築士または
管理的業務に携わる建築士等



WEB
申込可

本研修会は、管理建築士になるため1度だけ受講する必要がある「管理建築士講習」(法定講習)ではありません。

■ 時間割・内容・講師（予定）

時間		研修科目	講師（予定）
9:20～ 9:50		受付	
9:50～10:00	10分	あいさつ・研修会趣旨説明	(一社)愛媛県建築士 事務所協会役員
10:00～10:40	40分	【第1章】建築士事務所の責務と業務	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長 烏谷 陽一郎
		— 休憩 (10分) —	
10:50～12:00	70分	【第2章】これからの建築士事務所経営	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長 正岡 秀樹
		— 昼食休憩 (60分) —	
13:00～14:20	80分	【第3章】建築士事務所の業務の新しい動向	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長 神八 貴幸
		— 休憩 (10分) —	
14:30～15:40	70分	【第4章】トラブル対応とリスク管理	(有)日事連サービス 専務取締役 辻 哲朗
		— 休憩 (10分) —	
15:50～16:30	40分	【地域編】愛媛県からの情報提供	愛媛県建築住宅課職員
16:30～16:40		受講証明書の交付	

この研修会は

◆管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求されるトラブル対応等、建築士事務所の管理に関する事項等を学習していただくこととなります。

◆建築士でない開設者にとっては…

法定講習の義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。